

デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託 企画提案競技実施要領（案）

1 目的

少子高齢化や社会のデジタル化の進展、Society5.0の到来など、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）として時代の変化や県民ニーズに対応したサービスを提供していく必要がある。

本業務は、「新埼玉県立図書館基本構想（案）」（https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233161/kihon_koso_draft_r.pdf）を踏まえ、新たな県立図書館において、デジタルライブラリーとして提供すべき具体的なサービスについて検討するため、他都道府県の先進的な取組を調査することを目的とする。

ついては、委託先事業者の選定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する企画提案競技を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務

(2) 実施主体

埼玉県

(3) 履行期限

令和6年3月29日（金）

(4) 委託業務内容

別添「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託仕様書（案）」のとおり

(5) 委託上限額

金 3,630,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 委託先候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案者を委託先候補者として決定する。

4 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)から(7)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこ

と。

- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
 - (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
 - (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。
- ※ 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが4(1)～(7)をすべて満たし、本選定への単独または他の提案者との共同提案を行っていないこととする。また、参加辞退期限後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められないこととする。

5 スケジュール

内容	日程
説明会（Zoomを利用したオンライン開催）	令和5年7月6日（木） 11時 ※令和5年7月5日（水） 15時申込締切
質問受付期間	令和5年7月7日（金） 17時
質問への回答	令和5年7月11日（火） 正午までに回答
企画提案競技参加申請書提出期限	令和5年7月13日（木） 17時（必着）
企画提案書等提出期限	令和5年7月24日（月） 17時（必着）
プレゼンテーション審査（Zoomを利用したオンライン開催）	令和5年7月25日（火） から8月2日（水） までのいずれか一日
契約候補者決定	令和5年8月上旬

6 説明会

(1) 対象者

本選定に参加を検討している者

(2) 開催日時

令和5年7月6日（木）11時00分から12時00分まで

(3) 開催方法

オンライン開催（ウェブ会議システム「Zoom」ウェビナーを使用）

(4) 説明会申込方法

令和5年7月5日（水）15時00分までに、本選定に参加を検討している者の代表者1名があらかじめ電子メールで申込をすること。説明会開催日までに参加URL・ミーティングID・パスワードを県より申し込みが電子メールで案内する。

(5) 申込メールへの記載内容

ア メールの件名

（説明会参加申込）デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託

イ メール本文への記載内容

- ・企業名
- ・部署名
- ・担当者名
- ・連絡先（電話・メールアドレス）

(6) 申込メール送り先

「16 担当（問い合わせ先）」のとおり

(7) 留意事項

説明会（ZOOMウェビナー）参加時の名称には、申込メールに記載した「企業名」を必ず含めること。

7 質問事項の受付及び回答

(1) 受付期間

公告日から令和5年7月7日（金）17時まで

(2) 質問書の提出方法

様式第1号「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託企画提案競技に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。電話及び直接来所による質問には、原則応じない。

(3) 質問書メールの件名

（質問書提出）デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託

(4) 質問書メール送り

「16 担当（問い合わせ先）」のとおり

(5) 回答方法

質問に対する回答は、7月11日（火）正午までに、質問を行った企業名等を伏せた上で、「6 説明会」の参加申込時に登録したメールアドレス宛てに

送付する。

なお、ある者から出された質問に対する回答は、公平性の観点から、説明会に参加した他の者にも情報提供することとする。

(6) その他

書類の提出方法など本選定に係る事務手続に関する質問はこの限りではない。

8 企画提案競技参加申請書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、様式第2号「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託企画提案競技参加申請書」を提出する。なお、本申込書は押印不要とする。

(1) 提出期限

令和5年7月13日（木）17時必着

(2) 提出方法

・(5)アについて

電子メール、郵送、持参のいずれか

・(5)イ及びウについて

郵送または持参のいずれか

※ 持参の場合の受付時間は、8時30分から17時までとする。

(3) 電子メールで提出する場合のメールの件名

(企画提案競技参加申込) デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託

(4) 提出先

「16 担当（問い合わせ先）」のとおり

(5) 提出書類

ア 参加申請書（様式第2号）

イ 登記事項証明書（原本）

※ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）

※ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの

ウ 納税証明書（原本）

※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書で、法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の未納がないことが証明されているものを提出すること。

※ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。

(6) 留意事項

本県にて(5)の提出物を審査した結果、「4 参加資格」で示す要件を満たさなかった参加者については、別途メール（「6 説明会」の参加申込時に登録したメールアドレス宛て）にて、要件を満たさなかった旨を通知することとする。要件を満たさなかった者は、以後本選定に参加できないものとする。

なお、要件を満たした参加者については、プレゼンテーションの日時等の連絡をもって代えることとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年7月13日（木）17時～7月24日（月）17時まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

「16 担当（問い合わせ先）」のとおり

(4) 提出書類

ア 企画提案書1部

イ 経費見積書（及び積算内訳書）

(5) 企画提案書作成要領

ア 後述のプレゼンテーション審査に用いるため、資料はA4横とし、横書き、合計20枚以内（表紙、目次、企業概要を含まない）で作成すること。

（様式は自由）

※ 可能な限りMicrosoft Power Point (pptxファイル)等の分かりやすい資料で作成すること。（提出の際は、PDF形式に変換して提出）

イ 別に定める「審査基準」に即し、提案資料を作成すること。

ウ 表紙に、表題「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託に係る企画提案書」、提出年月日、提案者名（企業名）及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス）を記載し提出すること。

エ 参加する事業者の企業概要（本社所在地、企業の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本事業を担当する支社（支店）名等）を記載すること。なお、共同事業体で参加する場合は、それぞれの事業者について記載すること。

オ 提出された企画提案書のデータは返却しない。

カ 企画提案書の提出後の内容変更は一切認めない。

キ 提案内容は、専門的な知識・経験を有しない職員にも理解できるものとし、図や表、画像等を適宜使用するなど、分かりやすく明確な提案書を作成すること。

ク 経費見積書の様式は不問とする。ただし、経費、積算の内訳を記載することとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費に100分の10に相当する金額を加算した金額を算出し、見積書に記載すること。

10 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、「4 参加資格」を満たす者のうち、企画

提案書及びプレゼンテーションにもとづき、県が設置する「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託に係る企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が、総合的に審査し、評価点数が最低基準以上かつ最も高かった提案者（最優秀提案者）を委託先候補者として選定する。

なお、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、経費見積価格が最も低い者を委託先候補者として決定する。

また、上記の場合において、経費見積価格も同額の場合は、別添「審査基準」のうち「業務遂行能力」の評価点が高い者を委託先候補者として決定する。

ただし、その者が本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準及びその内容

別添のとおり

(3) 最低基準

企画提案書の評価に当たっては、本事業の遂行に必要となる最低限の基準（以下「最低基準」という。）を次のとおり設定する。

審査基準に基づく企画提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とする。

また、すべての提案者が最低基準を満たさない場合は、委託先候補者なしとして選定を不成立とする。

評価を行う各委員の合計点が満点の3分の1以上であり、かつ各項目（「事業への理解」、「事業計画」、「業務遂行能力」、「価格」及び「提案能力」）のそれぞれにおいて、配点の3分の1以上であること。

(4) 企画提案書類及びプレゼンテーション審査の実施日等

ア 開催日時

令和5年7月25日（火）から8月2日（水）までの期間のうち、本県が指定する時間

イ 開催場所及び方法

オンライン（ZOOM）

ウ プレゼンテーションに要する時間

各提案者30分程度（プレゼンテーション20分以内（厳守）、質疑応答10分程度）

エ 資料

本要領で定めた提出資料のみで説明し、そのほかの資料は使用しないこと。

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。当日プレゼンテーションの場における追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を行うことは認められない。

(イ) プレゼンテーションに参加しない者については、委託先候補者に選定しないものとする。

- (ウ) プレゼンテーションに参加できる者は、最大3名までとする。なお、共同事業体による共同提案の場合は、1者あたり3名までとする。
- (エ) 提案参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを視聴又は傍聴することは認められないものとする。
- (オ) 指定した時間に遅れた場合は、評価対象にしないものとする。
- (カ) 本県の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となる。事業者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかつた場合は、再度履行又は補修するものとする。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、委託候補者としての関係を解消する場合がある。
- (キ) 当該事業開始前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とする。
- (ク) プレゼンテーション審査に係るZoomミーティングのミーティングID及びパスワードについては、参加資格要件を満たした事業者に対し、事務局より別途送付するものとする。
- (ケ) 提案参加者は、以下のセキュリティ要件を満たすこと。
 - ・使用するPC等のOSやアプリケーションソフトがサポート中であること。
 - ・使用するPCは必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。
 - ・画面や音声の関係者以外の目や耳に触れない場所で参加すること。
 - ・使用する回線は提案参加者もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

11 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等提出者全員に対し、令和5年8月上旬に電子メールにて通知する。

12 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 経費見積書の金額が「2(5)」で示す委託上限額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があつた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行つた場合

13 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、委託先候補者と県の間で協議の上、別添「デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託契約書(案)」により業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変

更することもある。

- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合、等委託先候補者としての資格要件を満たさなくなったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価点が最低基準以上且つ二番目に高い者を新たに候補者として協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。

14 留意事項

- (1) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- (2) 参加申請書、企画提案書の作成及びその提出に要する費用及びプレゼンテーション及び提案書類の審査に要する費用等を含め、その他本選定に参加する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、参加資格審査、企画提案書の選定等企画提案競技の実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- (4) 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、企画提案競技の実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (5) 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
- (6) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 参考資料・提供資料

本企画提案競技の参加に当たっては、以下の資料を参考とすること。

- 新埼玉県立図書館基本構想（案）

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233161/kihon_koso_draft_r.pdf)

16 担当（問い合わせ先）

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当

吉村・須貝

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁職員会館5階

電話 048-830-6923（直通）

E-mail a6975-02@pref.saitama.lg.jp